

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180219	株式会社クラウンタクシー 法人番号(2280001000184) 代表者玉木博夫	島根県松江市東朝日町268-1	剣先営業所	島根県松江市東朝日町小浜268-1	輸送施設の使用停止(82日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	当該事業者から無車検運行を行った旨の自主申告があったことを端緒として、平成29年7月12日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第24条第5項)(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(3)運転者に対する指導監督の記録の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)(4)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)	9	9